

## 出産育児一時金不支給証明書

東京ガス健康保険組合の資格喪失後または扶養認定後、6ヶ月以内に出産したときは他健保との重複給付を避けるため、不支給証明書の提出が必要となります。

1. 本人出産育児一時金請求をする場合（東京ガス健保の資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合）
  - 東京ガス健保の資格喪失後、6ヶ月以内に出産し現在家族の被扶養者になっている場合  
現在加入している健康保険からの家族出産育児一時金不支給証明が必要です。  
現在国民健康保険に加入している場合は不支給証明書の提出は不要です。申請書に「国民健康保険加入」と記載して下さい。
2. 家族出産育児一時金請求をする場合（東京ガス健保の扶養認定後6ヶ月以内に出産した場合）
  - 家族が以前加入していた健康保険の被保険者（本人）資格喪失後、6ヶ月以内に出産した場合  
以前加入していた健康保険からの出産育児一時金不支給証明が必要です。  
また以前、国民健康保険に加入していた場合や以前も家族の被扶養者だった方は不支給証明書の提出は不要です。申請書に「国民健康保険加入」または「家族の被扶養者」と記載して下さい。

---

東京瓦斯健康保険組合 御中

## 出産育児一時金・家族出産育児一時金 不支給証明書

下記のものに対して出産育児一時金・家族出産育児一時金は支給していない事、また、今後請求があっても支給しない事を証明致します。

記

保 険 証	記号	番号
被保険者氏名（生年月日）		（平成・昭和 年 月 日）
被扶養者氏名（生年月日）		（平成・昭和 年 月 日）
出生児氏名（出産日）		（平成 年 月 日）

保険者 所在地

名 称

印

TEL